

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（建築物エネルギー消費性能向上計画認定） 令和5年4月1日から

工 建築物省エネ法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する基準に適合すると市長が認めた場合	① 1戸建ての住宅		1件につき 5,000円	
		② 1の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 17,000円	
		(イ) (ア) 以外の場合	① 1戸建ての住宅	a 誘導仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの				1件につき 19,000円
	b 性能基準による場合			床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 38,000円
	② 1の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅		a 誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 57,000円
			b 性能基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 68,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 114,000円
	③ ①及び②以外の建築物		a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの				1件につき 109,000円	
b 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 224,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円	

才 建築物省エネ法第 36 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第 35 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合すると市長が認めた場合	① 1 戸建ての住宅		1 件につき 3,000 円	
		② 1 の共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 5,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件につき 11,000 円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 5,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件につき 9,000 円	
		(イ) (ア) 以外の場合	① 1 戸建ての住宅	a 誘導仕様基準による場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの				1 件につき 10,000 円
	b 性能基準による場合			床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 18,000 円
				床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件につき 20,000 円
	② 1 の共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅		a 誘導仕様基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 17,000 円
				床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件につき 29,000 円
			b 性能基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 35,000 円
床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの				1 件につき 57,000 円	
③ ①及び②以外の建築物	a モデル建物法による場合		床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 43,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件につき 55,000 円	
	b 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合		床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 112,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件につき 141,000 円	

(備考)

- 1 法第 29 条第 3 項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 2 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 3 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- 4 共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第 13 条第 3 項第 2 号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。